

平成22年度 就学援助についてのお知らせ

瀬戸市では、生活に困窮しているご家庭に学用品や給食費などの一部を援助しています。
対象は、そのうち市内在住で、市内の小中学校に就学している児童生徒のいるご家庭です。

1 援助を受けるための申請ができる家庭と必要書類

(1) 以下の場合、援助を受けるための申請ができます。

	申 請 理 由	左の事情を明らかにする書類
1	生活保護を受けています。	証明書は不要
2	生活保護を廃止または停止を受けています。	証明書は不要
3	市民税が非課税または減免されています。	市長発行の非課税証明または減免証明書 (家族の中で学生を除く15歳以上の者全員の 証明書が必要です。1人でも非該当であれば、 この申請理由は認められません。) ※教育委員会学校教育課(市役所3階)で証 明願の書類を受け取り、税務課で発行手続 きをしてください。(無料で発行されます。)
4	個人事業税または固定資産税(家屋の新築に よるものを除く)が減免されています。	個人事業税→減免通知書または減免額が記載さ れた納税通知書 固定資産税→市長発行の証明書
5	国民年金の掛金が減免となっています。	国民年金保険料免除承認通知書の写し
6	国民健康保険料が減免されています。	国民健康保険料変更通知書(減免記載のもの) または本決定通知書(減免記載のもの)の写し
7	児童扶養手当が支給されています。	児童扶養手当証書の写し
8	生活福祉資金の貸付を受けています。	貸付決定通知書の写し
9	その他の理由で経済的に困っています。	平成21年分の源泉徴収票(勤務先等で交付) または確定申告書の写し等、申立書(各学校 または教育委員会学校教育課にあります。)

※援助を受けるための所得(給与所得控除後の金額)の目安について

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人
所得金額	約185万円以下	約250万円以下	約300万円以下	約350万円以下	約380万円以下

世帯：住民登録・外国人登録台帳上の世帯。(保護者の兄弟、祖父母等が同じ世帯の場合は
その方の所得も合算されます。)

*上記の所得金額はあくまでも目安であり、世帯人数が同じであってもその構成や年齢によっ
て認定基準金額は上下します。

(2) 必要書類

- ① 就学援助費受給申請書兼世帯票(各学校または教育委員会学校教育課にあります。)
- ② 上記申請理由3～9に該当する方は、事情を明らかにする書類
- ③ 朱肉を使用する印鑑

(3) 申請するときの注意事項

- ① 小学生と中学生が何れもいる世帯についても、1枚のみ記入してください。
(申請書に小学生用、中学生用という区分はありません。)

- ② 就学援助費の受領方法で保護者の口座振込を選択しても、学校諸費に滞納があることが判明したときは、学校長及び教育委員会の判断により、学校長に請求・受領の権限を委任することに同意していただきます。
- ③ 児童生徒以外の同居者記入欄には、住民票上世帯分離していても同じ家に住んでいるご家族がいれば、必ず記入してください。同じ家に住んでいるご家族がいるにもかかわらず記入されていない場合、虚偽の申請があったとして認定されない、または、認定の取り消しをいたします。

2 申請方法

初めて就学援助の申請をされる方は、教育委員会学校教育課（市役所3階）で申請してください。認定日以降の給食費等の学校諸費が援助費の支給対象となります。

3 支給内容

（1）就学援助費の支給時期（学年費、給食費等の納付が免除となる訳ではありません。）

- ①当初支給分・・・平成22年5月下旬 ②1学期支給分・・・平成22年7月上旬
③2学期支給分・・・平成22年12月上 ④3学期支給分・・・平成23年3月上旬

（2）準要保護者支給内容（要保護者として認定を受けた方は、修学旅行費のみ支給）

区 分	対 象 学 年		注 意 事 項
	小学校	中学校	
学 用 品 費	全学年	全学年	年度途中に申請される方は月割で支給
通 学 用 品 費	2～6年	2、3年	年度途中に申請される方は月割で支給
校外活動費（宿泊無）	全学年	全学年	学校からの報告書により、交通費と見学料のみ支給
校外活動費（宿泊有）	5年	2年	学校からの報告書により、交通費と見学料のみ支給
新入学学用品費	1年	1年	4月当初認定者のみ支給
修 学 旅 行 費	6年	3年	学校からの報告書により支給
通 学 費	全学年	全学年	小学校→片道4キロ以上の公共交通機関利用者のみ支給 中学校→片道6キロ以上の公共交通機関利用者のみ支給
学 校 給 食 費	全学年	全学年	学校からの実績報告書により支給

※学校の健康診断で学校保健法施行令第7条に規定する疾病が判明した場合は、学校を通じて医療券（自己負担額分）を交付します。

4 その他

- （1）経済状況の好転等により、就学援助の必要がなくなったときは、学校長、または、教育委員会学校教育課に申し出てください。
- （2）個人宛の支給額通知書の郵送はしてありません。なお、支給内容や金額等については下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

瀬戸市役所3階 瀬戸市教育委員会 学校教育課学事係 電話88-2762